

県営水道の地震対策

9月1日は防災の日です。

県営水道では、大きな地震が起きたときにも皆さまの飲み水を確保できるように、日々から水道施設の整備や耐震化対策などを進めています。

神奈川県地域防災計画では、地震災害時の応急給水は市町村の役割とされており、県営水道は、一日でも早く水道による供給ができるよう水道施設の復旧に全力を投入するとともに、災害用指定配水池に飲料水を確保し、給水区域内の市町が行う応急給水をできる限り支援する役割を担っています。

今回は、県営水道の地震災害時における市町の応急給水への支援や連携、また、水道施設の耐震化対策について紹介します。

地震発生時の県営水道と市町の役割

▼ 災害用指定配水池

地震災害時に生活用の飲料水を確保する目的で、県内に136箇所ある配水池のうち39箇所を指定しています。

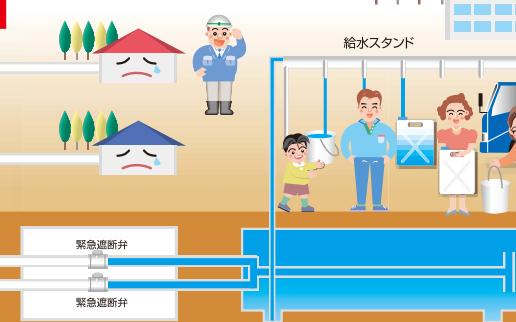


県営水道の役割

地震により被災を受けた水道施設を早期に復旧するとともに、災害用指定配水池における給水への注水作業や、水パック製造機やウォーターバルーンなどにより、市町が行う応急給水活動を支援します。

◆緊急遮断弁

震度6弱以上の地震を感じると、自動的に弁が閉止して、配水池内に飲料水を確保します。



市町の役割

広域避難場所などで、給水拠点において、給水車や非常用貯水タンクなどからの応急給水を行います。



水パック製造機による応急給水の支援

ウォーターバルーンによる応急給水の支援

家庭での地震対策

ご家庭でも大きな地震などによる断水に備えて、水道水をくみ置きしておくことをお勧めします。くみ置きは1人1日3リットル3日分の確保が目安です。



飲料水の備蓄方法 ※ボリ容器などに水道水をくみ置きする時には、次のことご注意をお願いします。

- ① 密封性のよい容器を選び、中をよく洗ってください。
- ② 容器に空気が残らないように水道水を入れて、しっかりと密閉してください。
- ③ 日の当たらない涼しい場所で保管してください。
- ④ 保管した水は、4日(夏季)～10日(冬季)程度を目安に、洗濯や掃除を利用するなど交換してください。ただし、浄水器を通した水の場合、塩素による消毒効果がないため毎日交換してください。なお、保管した水を飲用するときは、必ず煮沸してください。

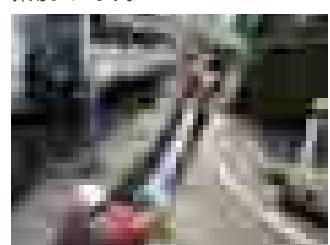
水道施設の耐震化



浄水場のコンクリート構造物は配水池と同様な耐震補強を図ります。

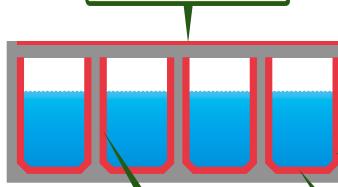
これまで県営水道では、発生の切迫性が指摘されている東海地震に備えて施設の耐震補強を図ってきました。その備えは概ね完了していますが、平成20年に基準が改正されて、県営水道の給水区域で最大規模の地震動が想定される南関東地震に備えることが求められるようになりましたので、今後は、この地震に備えた浄水場や配水池などの耐震補強を図っていきます。

配水管を取り替える際に、耐震継手管を採用しています。

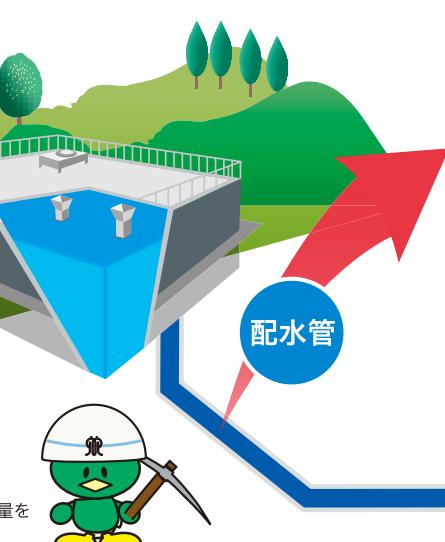


配水池などの耐震補強のイメージ

繊維シートを貼り付ける



床、壁、柱は、新たにコンクリートを打って、断面を大きくしたり、鉄筋の量を増やしたりします。天井は、繊維シートを貼り付けて補強します。



耐震継手管のしくみ
挿し口突部がロックリングにあたり、抜け出しを防止

